４．四国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「190,000円」を「193,500円」に、愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者の最低賃金額「174,000円」を「179,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

国家試験

平成29年航空工場検査員国家試験合格者

航空機製造事業法施行令（昭和２７年政令第３４１号）第３条の規定に基づき平成２９年１０月１９日及び２０日に実施した平成２９年航空工場検査員国家試験の合格者の受験番号を次のとおり公示する。

平成３０年１月２９日

経済産業大臣　世耕　弘成

１．航空機

101001　101003　101004　101006　101008
101010　101013　101014　101015　101016
101018　101019　101020　101023　101024
101025　101026　101028　101031　101034
101040　101043　101049　101052　101055
101056　101057　101058　101059　101060
101062　101065　101066　101069　101070
101073　101077　101079　101082　101090
101092　101093　101094　101096　101097
101098　101103　101104　101115　101118
101119　101120　101121　101124　101127
101132　101133　101134　101138　101142
101143　101147　101149　101151　101154
101170　101171　101172

２．航空機用原動機

102002　102005　102006　102007　102009
102011　102013　102020　102023　102025
102026　102028　102030　102037　102038
102041　102042　102047　102050　102052
102055　102056　102060　102062　102078
102115　102116　102118　102122　102133
102140　102145

３．航空機用プロペラ

103001　103002　103003　103004　103006
103007　103008　103010　103011　103012
103014

４．回転翼

104001　104003　104004　104009　104010
104011　104012　104014　104015　104017
104018　104020　104021　104022　104023
104030　104031　104033　104035　104036
104037

５．飛行指示制御装置

105001　105002　105003　105005　105010
105022　105025　105026　105033　105038
105039

６．統合表示装置

106001　106003　106005　106006　106011
106015

７．回転翼航空機用トランスミッション

107003　107004　107005　107010　107013
107014　107015

８．ガスタービン発動機制御装置

108002　108003　108005　108006　108008
108009　108014　108015　108016　108017
108018

合格者数１６７名

公告

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成30年１月17日から10か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月29日

広島法務局長　喜多　剛久

記

氏名　佐渡　哲洋
所属する司法書士会　広島司法書士会
登録番号　広島第921号
事務所の所在地　広島県安芸郡海田町堀川町４番18号
違反行為　他人による業務の取扱い、不当誘致行為、未登録補助者の使用等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成30年１月16日から２か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月29日

広島法務局長　喜多　剛久

記

氏名　近藤　昭史
所属する土地家屋調査士会　広島県土地家屋調査士会
登録番号　広島第1664号
事務所の所在地　広島市佐伯区五日市中央五丁目14―43
違反行為　業務外行為等

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　合同会社あゆみインベストメント
２．住所　北海道札幌市手稲区稲穂２条８丁目７番５―202号
３．代表者の氏名　代表社員　小幡　和枝
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号　北海道財務局長（金商）第40号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年７月30日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、北海道財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成30年１月29日

北海道財務局長　髙　　秀樹

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成30年２月28日までに福岡財務支局理財部金融監督第三課あて申し出をされたい。
２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20981005339②加藤　英知③加藤　英知④福岡県田川郡香春町大字中津原2318

①21481010475②株式会社　ＪＴＣ③松尾　友和④福岡県福岡市西区元浜３丁目２―15

①21781007280②株式会社Ｃａｒ　Ｆａｃｔｏｒｙ　Ｄ―Ｒｉｖｅ③此口　直人④福岡県北九州市門司区猿喰574―２

平成30年１月29日

福岡財務支局長　森山　茂樹

隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等

１　自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第73条第１項の規定に基づく被疑事実通知書

関西補給処　２等陸曹　杉田　　暁　殿

平成29年１月16日以降、正当な理由なく欠勤した。

関西補給処長　陸将補　福田　和彦

２　自衛隊法施行規則第71条の規定に基づく審理のために出頭すべき期日及び場所等

⑴　審理のために出頭すべき期日

平成30年３月26日午前10時

⑵　出頭すべき場所　陸上自衛隊宇治駐屯地（京都府宇治市五ヶ庄官有地）

⑶　その他審理のために必要な事項

ア　弁護人が必要な場合には、平成30年２月19日までに、懲戒権者に対し申し出ることができる。

イ　平成30年３月12日までの間に、懲戒権者に対し、証人を指定し、その尋問を申請し又は証拠物を指定し、その証拠調べを申請することができる。